

委託業務共同企業体協定書

(目的)

第 1 条 当共同企業体は、川越市が発注する川越市上下水道局営業業務委託（以下「委託業務」という。）を共同連帯して受託することを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、委託業務共同企業体
(以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第 3 条 当企業体は、事務所を _____ に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、委託業務の履行完了後2箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

3 当企業体は、委託業務を請け負うことができなかったときは、前2項の規定にかかわらず、委託業務に係る契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の所在地及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

構成員所在地

商号又は名称

構成員所在地

商号又は名称

構成員所在地

商号又は名称

(代表者の名称)

第 6 条 当企業体は、_____を代表者と
する。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、第1条に規定する委託業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らか

にした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに委託業務代金の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の業務分担及び出資の割合）

第8条 各構成員の業務分担及び出資の割合は、次のとおりとする。
ただし、当該委託業務について、発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

構成員	業務名	_____ %
構成員	業務名	_____ %
構成員	業務名	_____ %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに委託業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、委託業務の履行完了に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、委託業務の履行及び委託業務の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は、_____とし、同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条 当企業体は、委託業務の各事業年度における業務が完了の都度当該委託業務について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第14条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(履行期間途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が委託業務を履行完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち委託業務の履行期間途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して委託業務を完了する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが委託業務の履行期間途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じさせた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 当企業体は、前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(履行期間途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが委託業務の履行期間途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者とし

ての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の^{かし}瑕疵担保責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、委託業務につき^{かし}瑕疵があったときは、各構成員が共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____外__社は、上記のとおり_____委託業務共同企業体協定を締結したので、その成立を証するため、本書__通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自その1通を保有するとともに1通を発注者である川越市に提出するものとする。

令和____年____月____日

構成員 (代表者)	所在地 商号又は名称 代表者氏名	_____印
--------------	------------------------	--------

構成員	所在地 商号又は名称 代表者氏名	_____印
-----	------------------------	--------

構成員	所在地 商号又は名称 代表者氏名	_____印
-----	------------------------	--------

委任状及び使用印鑑届

令和 年 月 日

川越市上下水道事業管理者

野口 幸範 宛

共同企業体の名称 _____

共同企業体

構成員 所在地
(代表者) 商号又は名称
代表者氏名 _____ 印

構成員 所在地
商号又は名称
代表者氏名 _____ 印

構成員 所在地
商号又は名称
代表者氏名 _____ 印

私は、上記の共同企業体の代表者を代理人と定め、当共同企業体が存続する間、川越市上下水道局営業業務委託（当該内容の変更に伴う委託業務を含む。）に係る公募型プロポーザルに関する書類の提出並びに契約の締結及び履行並びに代金の納付、請求及び受領に係る一切の権限を委任するとともに、上記の共同企業体の印鑑として下記の印鑑を使用したく、届出をします。

使用印

